

琴浦町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(基本原則)

第2条 町ホームページに掲載する広告について、広告掲載者の事業の適正化並びに消費者の保護及び地域社会、地域経済の健全な発展と町民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で真実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 関係法規と社会秩序を守るもの

(広告掲載の内容)

第3条 町ホームページの広告については、第2条の基本原則に基づき、広告の画像及びそのリンク先のページの内容が、次の各号に該当するものは掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 個人・団体の意見広告及び名刺広告
- (8) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 風俗営業及びこれに類似する業種に関するもの
- (10) 貸金業及びこれに類似する業種に関するもの
- (11) ギャンブルに関するもの
- (12) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、町ホームページに掲載することが好ましくないと判断するもの

(広告掲載の位置)

第4条 広告枠の位置は、町ホームページのトップページのうちから、町が指定する。

(広告の規格)

第5条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ縦65ピクセル横480ピクセル
- (2) 形式GIF(アニメーション不可)、JPEG又はPNG
- (3) 容量20kb以下

(広告掲載料の額)

第6条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額10,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月を単位とし、連続する掲載期間は最長12月とする。ただし、掲載期間が年度を超える場合は、翌年度の掲載申込手続きをしなければならない。

- 2 広告の掲載開始日及び終了日は、市が定める。
- 3 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖した時間を24で除して得た日数(端数は切り捨てる)に相当する日数を掲載期間に加算する。

(広報掲載の申込み)

第8条 町ホームページに広告の掲載を希望するもの(以下「申込者」という。)

は、所定の町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料を添えて、広告掲載希望月の前月末までに提出するものとする。ただし、同一の申込者が申し込める広告は、1月につき1枠とする。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の申込みを受理したときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、琴浦町ホームページ掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

- 2 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、指定された期日までに一括前納するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告掲載者は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告掲載者により、広告原稿(画像データ)の提出があったときは、その内容及びリンク先について、申込書の記載内容と相違していないこと、第3条各号に該当しないこと、その他提出された広告原稿(画像データ)が適当であることを確認しなければならない。

3 前項の場合において、提出された広告原稿(画像データ)が適当でないと認めるときは、広告掲載者に対し、広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

第12条 掲載料が納入され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿(画像データ)が適当であると認めるときは、町が指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(リンク先の変更の求め)

第13条 掲載された広告のリンク先のホームページの内容が、法令又はこの基準に違反、又は適当なものでないと認めるときは、広告掲載者に対し、その変更を求めることができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者の責めによらない理由によって広告掲載ができなかったときは、還付することができる。

(掲載決定の取消し)

第15条 次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告掲載の決定を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告掲載者が広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定された期日までに広告掲載者が広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき
- (3) 広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更の求めに広告掲載者が応じないと

き

- (4) その他町ホームページへの広告掲載が不相当であると町長が判断したとき
- 2 町は、前項の規程により広告の掲載を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告掲載者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は還付しない。

(広告等の変更)

- 第16条 広告掲載者は、月を単位として、広告の内容又はリンク先を変更することができる。
- 2 広告掲載者は、広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、所定の町ホームページ掲載広告内容変更・削除申込書(様式第3号)を提出し、承認を得るものとする。

(広告掲載の削除の申出)

- 第17条 広告掲載者は、所定の町ホームページ掲載広告内容変更・削除申込書(様式第4号)の提出により、町ホームページへの広告掲載の削除を申し出ることができる。
- 2 前項の規定により、広告掲載を取止めた場合において、既納の広告掲載料は還付しない。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りではない。

(広告掲載者の責務)

- 第18条 広告掲載者は、広告及び広告のリンク先にホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わなければならない。
- 2 第三者から広告内容に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決し、町は責任を一切負わないものとする。

(その他)

- 第19条 この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成22年9月1日から適用する。